

## 令和5年第7回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和5年4月25日(火)午後1時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 中会議室
- 3 出席者 高橋教育長、小林委員、佐藤委員、松井委員、梅田委員
- 4 説明のための出席者  
平岡教育部長、野水教育総務課長、小林子育て支援課長、  
熊倉学校教育課長、森田教育センター長、佐藤教育総務課課長補佐、  
井上教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1人
- 6 議 題
  - (1) 会議録の承認  
令和5年第5回教育委員会定例会会議録  
令和5年第6回教育委員会臨時会会議録
  - (2) 報告  
報第1号 専決処分報告について(学園長及び副学園長の任命)  
報第2号 小中一貫教育実施状況について
  - (3) 議事  
議第1号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について  
議第2号 三条市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について
  - (4) その他  
次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
  - (1) 会議録の承認について  
高橋教育長から令和5年第5回教育委員会定例会会議録、令和5年第6回教育委員会臨時会会議録について諮り、それぞれ承認と決定

---

  - (2) 報告  
報第1号 専決処分報告について(学園長及び副学園長の任命)

森田教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第2号 小中一貫教育実施状況について

森田教育センター長が説明

(梅田委員)

アンケートの結果がとても素晴らしく評価が高いものと思いましたが、逆に何か問題点はありましたか。

(森田教育センター長)

感染禍ということで、この3年間は小中の交流はできなかったということは先生方からは聞いておりますが、否定的なことは聞いておりません。

---

### (3) 議事

議第1号 三条市就学援助費交付要綱の一部改正について

野水教育総務課長が説明

(小林委員)

物価高騰による国の改正によるものだと推察しますが、中学生のみの変更で小学生は変わらない意図はわかりますか。

(野水教育総務課長)

改正の背景は委員御指摘のとおりと考えますが、国からの通知には中学生のみ焦点を当てて改正をすることについて記載がございませんでした。今回は中学生のみを改正させていただきましたが、全体的な社会的背景は委員御指摘のとおりと考えます。

全員異議なく原案のとおり決定

議第2号 三条市遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について

野水教育総務課長が説明

(梅田委員)

1/4 ページの改正後の表の(1)中、括弧の中に（不登校児童生徒適応指導教室に通室する児童等を除く。）の保護者である時、つまり、不登校児童生徒の保護者には支給されずという意味ですか。

(野水教育総務課長)

まず第2条で対象者をうたわせていただいているところであります。そのときに梅田委員御指摘のとおり、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対

象としないということで、対象としない方からは除くということでございます。

(梅田委員)

つまりそういう方々の保護者の人も対象になるということですね。

(野水教育総務課長)

そうでございます。

(松井委員)

「改正の主な内容」の中で、中学生の補助対象期間が4月から11月までと、12月から翌年3月までというのは、自転車通学という区分けなのでしょうか。

(野水教育総務課長)

冬期間かそれ以外かということで、冬期間の方がより通室に掛かる負担が大きくなることから、補助額については1/2ではなく、掛かった分満額を支給させていただくという区分けでございます。負担軽減ということでございます。

全員異議なく原案のとおり決定

---

#### (4) その他

##### ア 次回教育委員会定例会の日程について

野水教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和5年5月23日(火) 午後1時30分

##### イ 学校訪問について

熊倉学校教育課長が資料を配付し、説明。

---

#### 8 閉会宣言 午後1時50分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 高橋 誠一郎